

特許出願の非公開制度に係る関係府省庁連絡会議の開催について

令和6年 2月 1日
関係府省庁申合せ
令和6年 4月18日
一部改正
令和6年 7月 4日
一部改正

- 1 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第5章に規定する制度（以下「特許出願の非公開制度」という。）のうち、保全審査、保全指定、保全対象発明の実施についての許可、保全指定の期間の延長及び解除、損失の補償に係る事務手続並びに特定技術分野の見直しに関する検討を円滑に実施し、特許出願の非公開制度を適切に運用するため、特許出願の非公開制度に係る関係府省庁連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁からの構成員を追加することができる。

議 長 内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特許出願非公開担当）

構 成 員 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（重要課題担当）
総務省国際戦略局参事官
外務省総合外交政策局経済安全保障政策室長
文部科学省科学技術・学術政策局参事官（国際戦略担当）
経済産業省貿易経済安全保障局経済安全保障政策課長
特許庁総務部総務課長
国土交通省総合政策局技術政策課長
防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長
- 3 前項に規定する者のほか、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を依頼することができる。
- 4 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- 6 会議、会議の記録及び会議で配布された資料については、原則として非公開とする。

以上